

平成26年(ワ)第3241号 損害賠償請求事件

原告 鶴田明日香

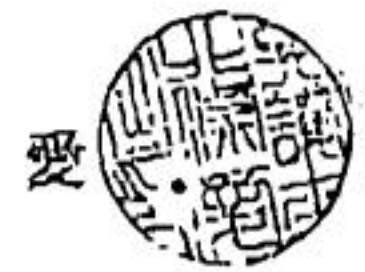
被告 社会福祉法人 S 会

### 第 3 準 備 書 面

平成27年7月29日

名古屋地方裁判所民事第4部イC係 御中

上記被告訴訟代理人弁護士(担当) 北 條



原告の平成27年6月1日付原告準備書面(4)に対し、下記のとおり回答する。

#### 記

第1 第1「資料の追加の要求」について

1 同1「服薬の記録」について

亡早亭の服薬の記録が本件事故といかなる関係を有するのか不明であるが、亡早亭に薬を処方していたクリニックが投薬の記録をまとめたものを乙14号証として提出する。

2 同2「議事録の黒塗りの部分」について

乙13号証の1ないし3の議事録の黒塗りの部分は、亡早亭および本件事故に関するものではなく、本件事故と関連性がないうえに、他の利用者の個人情報も含まれているので、開示しない。

第2 第2「説明の補充の要求」について

1 同1「天使の扉の鍵」について

外側から開ける場合には、施錠されていなければ扉の開閉に鍵は必要ない。

2 同2「事故当日の状況」について

原告の指摘する被告第2準備書面の記載中の「入所利用者の保護者」■

■「養護学校の児童2名」の保護者という意味ではない。「保護者」は被告施設の入所利用者の保護者であり、原告の指摘は前提に誤解があると思われる。また、IN支援員の対応している「ショート利用者」はショートステイの利用者であるが、児童2名とは異なる。

### 第3 その他の求釈明について

平成27年6月9日の弁論準備手続期日の席上で原告より口頭でなされた「防犯カメラ」についての求釈明に回答する。

天使の扉付近に、扉部分を撮影し録画が可能なカメラ等の設備は設置されていない。

原告が指摘する天使の扉の外のモニタは、ショートステイの利用者の保護者が、送り迎えの際に利用者の施設内での様子を見られるようにとの目的で設置されたものであり、この映像は録画されていない。

以上